

一般社団法人ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン

定 款

平成28年3月29日 作成

平成28年4月 5日 認証

平成28年4月 5日 設立

令和 2年6月27日 改訂

一般社団法人ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当精進は、一般社団法人ホワイトリボンキャンペーン・ジャパンと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、男性が主体となって、男性がその積極的な担い手として力を発揮することを通して、女性に対する暴力をなくす取り組みを行い、女性の人権擁護に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 多様な媒体・機会を通じたDV防止に関する啓発活動
- (2) 女性に対する暴力防止に関する公開学習会・シンポジウム等の企画及び開催
- (3) 女性に対する暴力防止に関する講演会や研修会等への講師派遣
- (4) 被害女性支援団体との連携
- (5) 前各号に附帯または関連する事業、その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人書式的様式による申込みをし、理事の過半数の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において熱に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、予告するものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員は、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、または社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、第13条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

2 前項により資格を喪失した社員は、喪失前に発生している権利義務を除き、社印としての権利を全て失い、社員としての義務から免除されるものとする。

3 第1項により資格を喪失した社員に対しては、当該社員が支出した会費その他の拋出金品一切を返還しないものとする。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合は開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数を持って行う。

- (1) 社員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、委任状その他の代表権を証明する書面を当法人に提出し、都の社員を代理人として、その議決権を代理行使されることができる。その場合において第13条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定めるとことにより議事録を作成し、議長及び理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上5名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- (3) 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 知事及び幹事は、社員総会の決議によって、社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 各理事について、理事とその理事の親族である理事の合計数は、理事総数の3分の1いかでなければならない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として三人された理事又は監事

の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された物が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総括する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配禁止)

第27条 当法人は剰余金の分配を行うことが出来ないものとする。

第6章 解 散

(解散事由)

第28条 当法人は次の事由によって、解散する。

- (1) 社員が欠けたとき
- (2) 合併により当法人が消滅するとき
- (3) 破産手続き開始決定
- (4) 第13条第2項(4)による社員総会決議があったとき
- (5) その他法令で定める事由

(解散時の残余財産)

第29条 当法人が解散する場合の残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人または特定非営利活動法人に贈与する。

第7章 附 則

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般税段法人に関する法律その他の法令に従う。

この定款の変更は、令和2年6月27日から施行する。